

勝浦町地域防災計画
(南海トラフ・直下型地震・原子力災害対策編)

令和4年7月7日

目 次

南海トラフ地震対策編	1
第1章 総則	1
第1節 計画の性格	1
第2節 被害想定	1
第3節 地震対策行動計画の推進	6
第2章 災害予防	7
第1節 建築物等の耐震化	7
第2節 防災機能の強化	10
第3節 土砂災害等予防対策	10
第4節 水道施設の整備	12
第5節 危険物等の災害予防対策	14
第6節 火災予防対策	15
第7節 自治体業務継続計画（BCP）の策定・運用	19
第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	21
第9節 地震災害に関する調査研究	22
第3章 災害応急対策	23
第1節 応急対策活動	23
第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	23
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応	31
直下型地震対策編	32
第1章 災害予防	32
第1節 建築物等の耐震化	32
第2節 防災機能の強化	32
第3節 土砂災害等予防対策	32
第4節 活断層変位による災害の予防対策	32
第5節 水道施設の整備	33
第6節 危険物等の災害予防対策	33
第7節 火災予防対策	33
第8節 自治体業務継続計画（BCP）	33
第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	33
第10節 地震災害に関する調査研究	33
原子力災害対策	34
第1章 事前対策	34
第1節 県外からの避難者の受け入れ体制の整備	34
第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	34
第2章 緊急事態応急対策	34
第1節 住民等への的確な情報伝達活動	34

南海トラフ地震対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「勝浦町地域防災計画」の「南海トラフ地震対策編」に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も合わせて定めた勝浦町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「勝浦町地域防災計画（共通対策編）」に定めるところによるものとする。

第2節 被害想定

第1 徳島県域における地震・津波

徳島県に被害をもたらした主な地震・津波を取りまとめると次の通りである。

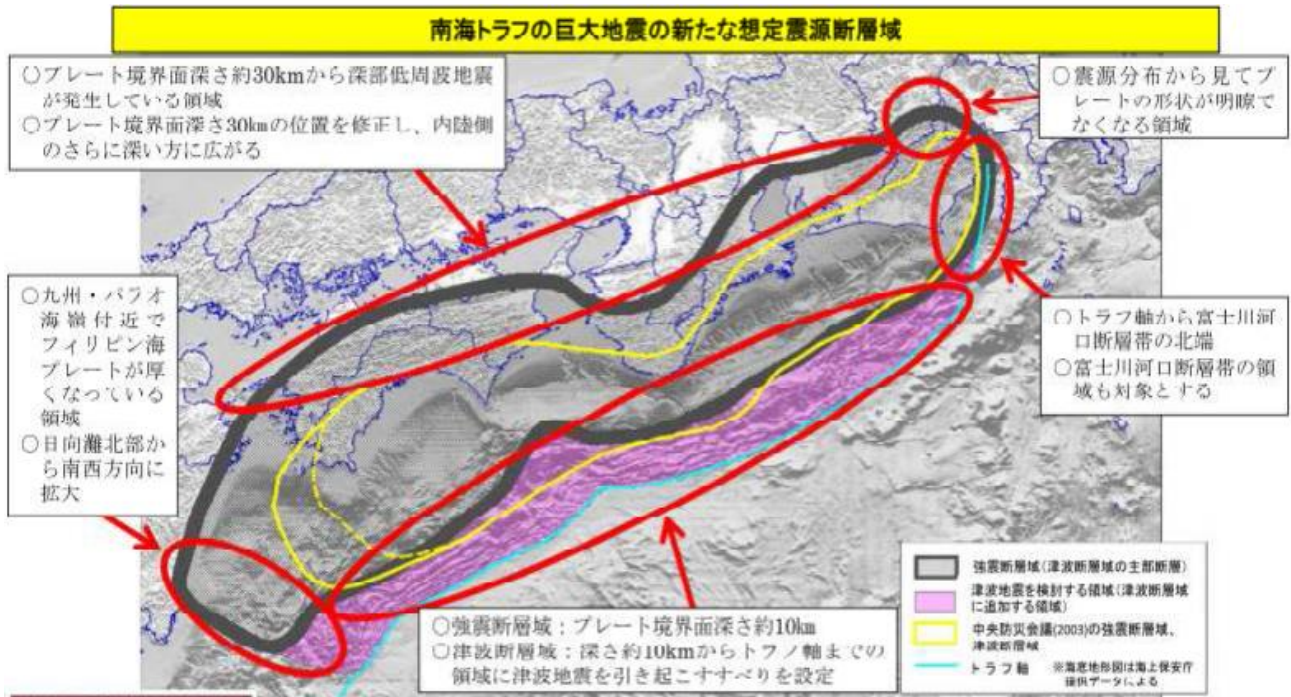
〈徳島県域における主たる地震・津波〉

年月日	和暦	規模 M	地域	被害・摘要
684. 11. 29	天賦 13	8 1/4	土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺倒壊、人畜の死傷多く、津波来襲南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿・七道	京都で民家・官舎の倒壊、圧死多数、津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8～8.5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家400余流出、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で、被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	天弘 1	≥7.0	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平 15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平 16	8 1/4～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津、阿波、土佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2～8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死4万1千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正 13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

1605. 2. 3	慶長 9	7. 9	東海・南海・西海諸道	慶長地震、津波が犬吠埼から九州太平洋岸まで来襲。阿波宍喰で死者 1500 余等
1707. 10. 28	宝永 4	8. 6	五畿・七道	宝永地震、死者 2 万、潰家 6 万、流出家 2 万、遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政 1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土佐の沿岸、死者 2~3 千人、潰・焼失約 3 万軒
1854. 12. 24	安政 1	8. 4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸、串本で約 1 m 隆起、甲浦・加太で約 1 m 沈下
1946. 12. 21	昭和 21	8. 0	紀伊半島沖	南海地震、死者 1330、家屋全壊 1 1591、半壊 23487、流失 1451、焼失 2598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和 30	6. 4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1995. 1. 17	平成 7	7. 3	淡路島付近	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者不明者 6437、負傷者 43 792、全壊 104906、半壊 144274、全半焼 7132、一部地域で震度 7
2011. 3. 11	平成 23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者不明者 19225、負傷者 6219、全壊 127830、半壊 275807（余震・誘発地震を一部含む、20 15 年 3 月現在）、死者の 90%以上が水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大津波によるもの
2013. 4. 13	平成 25	6. 3	淡路島付近	負傷者 35、全壊 8、半壊 101、最大震度 6 弱

第 2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

- 1 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域は次の通りである。

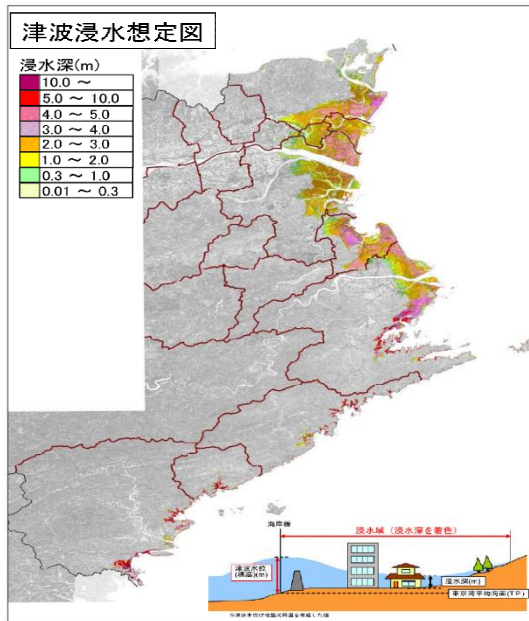


地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al. 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al. in press) [8.8(理科年表)]	8.7

(1) 徳島県津波浸水想定(平成24年10月31日)

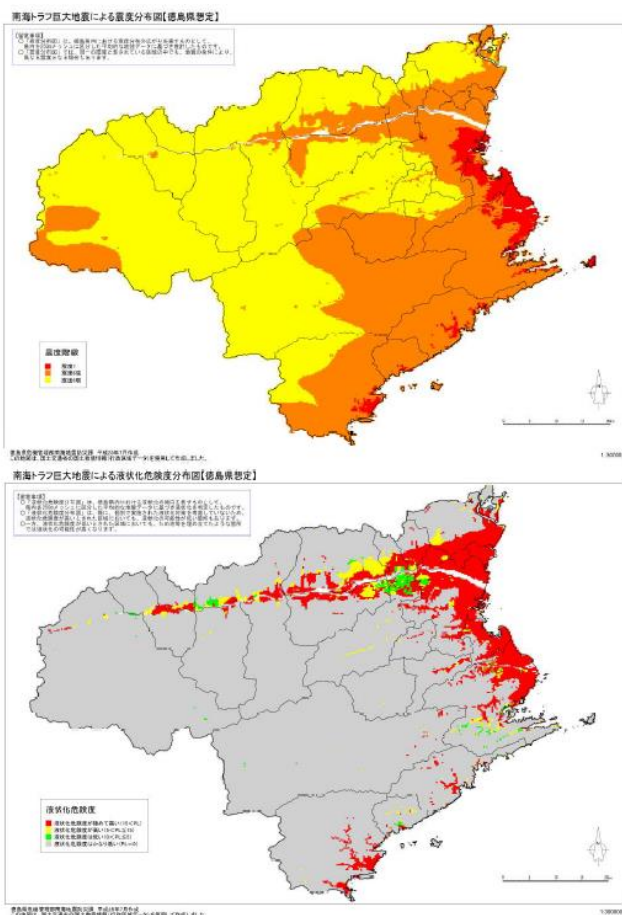
平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル(M9.1)」をもとに、徳島県が県管理河川や最新の地形データ等を加えて作成した「津波浸水想定」は次の通りであり、本町には、津波浸水は想定されていない。



(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成 25 年 7 月 31 日）

平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに、徳島県が算出した震度分布、液状化危険分布は次の通りであり、本町は、震度 6 弱から 6 強の強い揺れに見舞われ、勝浦川沿いが液状化危険度が極めて高い地域と想定されている。

<南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険分布図>



(3) 建物被害、人的被害の想定

本町の建物被害については、揺れ、火災、急傾斜、液状化などにより、全壊・焼失が 420 棟、半壊が 760 棟と想定されている。

また、人的被害については、揺れ（家具倒壊等）、急傾斜、火災、ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物などにより、死者数が 20～30 人、負傷者数が 120～190 人と想定されている。

<町の建物被害想定>

(単位：棟)

全壊・焼失棟数			半壊棟数
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	
420	420	420	760

<町の人的被害想定>

(単位：人)

死者数			負傷者数		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
30	20	20	190	120	140

(4) ライフライン被害・生活支援等

(徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (第二次：平成 25 年 1 1 月 2 5 日))

<ライフライン被害の結果>

(上水道)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
97	4,500	82	3,800	63	2,900	12	550

(電力)

直後		1 日後	
停電率 (%)	停電件数	停電率 (%)	停電件数
100	3,200	57	1,800

(固定電話)

直後		1 日後	
不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数
100	2,200	62	1,300

(LPガス)

南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、全ての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

(5) 生活支障等の結果
(避難者 冬)

避難解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
720	480	1,200	950	950	1,900	500	1,200	1,700

(帰宅困難者)
280人～400人

(医療機能 冬)

入院需要		
重傷者数	要転院患者数	合計
30	20	50

(災害廃棄物 冬)

重量換算 (万トン)	体積換算 (万m ³)
3	6

(住機能 冬)
必要応急仮設住宅戸数：210

(要配慮者 冬)

避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの要配慮者			
	65歳以上 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障害者	要介護認定者 (要支援者除く)
950	40	20	70	50

(孤立集落)
孤立可能性のある集落数：2

第3節 地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本町においても、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震対策を抜本的に見直し、さらに加速する必要がある。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、徳島県が策定する『とくしまー0(ゼロ)作戦』地震対策行動計画(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)と連携して被害を最小限に抑えるため、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進する。

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

第1 方針

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、又比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

このため、建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

第2 内容

1 町耐震促進計画の見直し・策定
町民に対し耐震化に関する意識を啓発し、住宅等建築物の計画的な耐震化を促進するため、町耐震促進計画を必要に応じて見直し・策定する。

2 建築物の耐震化

(1) 防災上重要な建築物の耐震対策

ア 防災上重要な建築物の設定

町は、次の町有施設等を「防災上重要な建築物」として位置づけ、耐震性の確保を図る。

分類	活動内容	対象施設
災害応急対策に必要な施設	災害時の応急対策本部	町庁舎、農村環境改善センター
避難所として位置づけられた施設	被災者の受入等	避難所として位置づけられた施設
医療・救護活動に必要な施設	医療・救護の拠点施設	勝浦病院

イ 防災上重要な町有建築物の耐震性強化

(ア) 新築建築物の耐震設計・施工の確保

新たに建設される町有施設の整備については、施設の重要性に鑑み、施設の持つべき耐震安全性の目標に応じて、その確保を図る。

また、その実施に当たっては、「県有施設総合耐震計画基準」を参考に耐震性能の確保を図る。

(イ) 既存建築物の耐震性能の調査

既存町有建築物については、必要に応じて耐震診断を実施し、建築物の耐震状況を把握し、施設の安全性の向上に努める。

(ウ) 既存建築物の耐震改修等の促進

既存町有建築物の管理者は、耐震診断等によって耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により、耐震性の確保に努めるものとする。

ウ 防災上重要な町の建築物の耐震性確保

町は、町庁舎など災害対策の拠点となる施設及び学校、公民館など避難所として利用する施設について、必要に応じて耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により耐震性の確保に努めるものとする。

(2) 特定建築物の耐震対策

町及び県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物(学校、病院、社会福祉施設、旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行うものとする。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物等の耐震対策

町及び県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談をするなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であり、町は県や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を補助等支援するものとする。

(4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く町民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して町の文化向上に資する必要がある。このため、町及び県は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

(5) 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、県は、これらの工作物の耐震性について広く県民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

(6) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

県は、道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。

町は、特に、通学路及び避難場所周辺 について点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行うものとする。

(7) ブロック塀等の耐震対策

町及び県は、道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう指導するものとする。

特に通学路沿い及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

(8) 家具等の転倒防止対策

町及び県は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、町民への普及・啓発を図るものとする。

(9) 町民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について町民の認識を深めるため、町は県に対して、講習会を開催するにとどまらず種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するよう協力を要請するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を町民ぐるみで進めるよう努める。

(10) 応急危険度判定体制等の整備

県は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成、認定・登録及び被災時を想定した訓練を行うとともに、緊急時に対応できる体制を整備する。

(11) 関係団体との連携

町及び県は、前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

3 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 消防用設備の点検、整備

(カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(キ) 緊急地震速報受信設備

※ 利用形態等を考慮して施設によっては、水、食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

イ 個別事項

(ア) 学校等にあつては、

a 当該学校等が、避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(ウ) 病院等にあつては、重症患者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等については、2の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第2節 防災機能の強化

第1 方針

災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、町及び県等は防災空間の確保、建築物の不燃化の促進等を図ることにより都市の防災対策を推進するものとする。

第2 内容

1 防災空間の確保

大規模な地震災害、同時多発火災が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難場所、避難路や自衛隊等の活動拠点として有効な役割を果たす公園、緑地の整備を推進する。

2 公的住宅の不燃化促進

町及び県は、公的住宅について不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地整備を推進する。

第3節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

第1 方針

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険な箇所における必要な災害防止策について定める。

第2 内容

勝浦町地域防災計画（共通対策編）第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害等予防計画に基づき土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立するとともに、勝浦町洪水ハザードマップによる周知、自主防災組織の育成、危険箇所等のパトロール等を実施する。

第2款 液状化対策

第1 方針

地震に伴う液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 内容

町、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化のおそれのある箇所を始めとして、

浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、町及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、町民への適切な情報提供等を図る。

第3款 宅地防災対策

第1 方針

県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、宅地造成工事については、適切な審査と指導を行う。

第2 内容

1 工作物の耐震設計

擁壁、法面等で地震により崩壊する恐れのある工作物等について、建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう指導を徹底する。

2 監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には、監督権、命令権に基づき速やかに処置する。

(1) 都市計画法の監督処分

ア 許可の取消し、変更、効力の停止

イ 許可条件の変更、附加

ウ 工事停止命令

エ その他、違反是正措置命令

(2) 建築基準法の監督処分

ア 工事停止命令

イ その他、違反是正措置命令

3 防災パトロール

定期パトロールを強化して、違反宅地造成、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期す。

4 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定実施要綱により、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成、都道府県及び市町村間の相互支援体制の整備等を実施し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

第4款 農業用ため池対策

第1 方針

地震に伴う農業用ため池の被害を防止するため、関係施設の適切な維持・管理について定める。

第2 内容

1 管理の形態

農業用ため池は、農業用施設として水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国、県、町の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

2 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、洪水吐の破損、樋門の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

3 ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがある防災重点ため池指定の2池（花紫壟、水神）のハザードマップの作成と周知を行い、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

4 緊急点検ため池の選定

緊急点検を行う対象ため池は、防災重点ため池とする。

震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点ため池を点検する。

5 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、点検結果を町に報告する。

町は、点検結果をため池防災支援システムに入力するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、県や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

町は、土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、町及び県が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

第4節 水道施設の整備

第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

第2 内容

1 実施責任者

実施責任者は建設課長とする。

2 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化計画を策定し、次により水道施設の整備を図るものとする。

ア 石綿セメント管など、耐震化に際して弱点となるような管路については、耐震性

の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。

イ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

(ア) 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設

(イ) 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

(ウ) 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

ウ 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

エ 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業者と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

(2) 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

ア 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置

イ 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

ウ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用

エ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

(3) 応急復旧対策

町は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

ア 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。

イ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。

ウ 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。

エ 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

オ 非常用電源を確保する。

3 職員への教育訓練の実施

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を出来るよう、担当職員の教育訓練を行う。

4 住民への広報

水道施設が被災した場合、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害など、住民が被害に遭わないよう広報により周知を図る。

第5節 危険物等の災害予防対策

第1 方針

地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。

第2 内容

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育の実施

県は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

県は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

県は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

ア 危険物事業所は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 危険物事業所は、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学的な消防資機（器）材の整備

消防機関は、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

- (1) 保安意識の高揚
 - ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。
 - イ 高圧ガス地震防災マニュアルの周知徹底を図る。
 - ウ 高圧ガス、LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
 - エ 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。
 - (2) 保安の強化
 - ア 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。
 - イ 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。
 - (3) 自主保安体制の整備
 - ア 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。
 - イ 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。
 - ウ 高圧ガス地震防災マニュアルに基づく防災体制の整備について指導する。
- 3 毒物劇物災害予防対策
- 県は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。
- (1) 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る。
 - (2) 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する。
 - (3) 毒物劇物貯蔵所を定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。
- 4 放射線災害予防対策
- 防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

第6節 火災予防対策

第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくする恐れが強い。このため、町及び県は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、町の保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

第2 内容

1 出火防止、初期消火体制の確立

町及び県は、住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開

することによって地震による火災の未然防止を図る。

(1) 火災予防の徹底

町は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図る。

ア 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、町火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障害者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

- (ア) 災害発生時における応急措置の要領
- (イ) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- (ウ) 避難、誘導體制の確立
- (エ) 終業後における火気点検の励行
- (オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、震災時における消防機関の活動と相まって住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

- (ア) 婦人防火クラブの育成
婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。
- (イ) 幼年・少年消防クラブの育成
幼稚園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

(3) 予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

町は、消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

ア 石油類

県及び町は、危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行う。

(ア) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせることにより、災害発生の防止に努める。

(イ) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

(ウ) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して、災害発生に対する防衛計画の策定を指導する。

イ 火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

(6) 化学薬品からの出火防止

町は、化学工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、町火災予防条例等に基づき、貯蔵、保管場所を不燃化等の指導を行うものとする。

2 消防力の整備強化

消防機関は、消防力を確保するため、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

なお、県はこれに必要な指導、援助等を行う。

(1) 総合的な消防計画の策定

災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定する。

ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

ウ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ 特殊建築物の防御計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

オ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

カ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため、消防署・消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化、人員の増強等に努めるものとする。また、消防団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

(3) 消防装備等の整備強化

ア 消防装備の整備強化

消防装備については、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の整備の促進を図る。

また、消防ポンプ自動車等がその機能を有効に発揮するために必要な人員を確保するとともに、特殊建築物及び危険物施設の査察強化等、複雑化する予防行政に対応するための専従職員を配置するなど必要な人員の確保を図る。

また、高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

イ 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓の設置は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険であるので、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

ウ 消防通信施設の整備

消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

エ 救急隊の装備、人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

オ 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

カ 消防学校における教育訓練の充実

消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

第7節 自治体業務継続計画（BCP）の策定・運用

第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。そのような中で、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。このため、町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

第2 内容

1 勝浦町業務継続計画（BCP）の策定・運用

町は、業務継続計画の中核となる重要な6要素（以下「重要6要素」）をあらかじめ定めておく。

〈重要6要素と平時の対応〉

重要6要素		平時の対応
(1) 町長（本部長）不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	町長（本部長）が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要	●勝浦町地域防災計画で定めている事項 ・町長（本部長）不在時の職務の代行順位 共通対策編 第3章 第1節 第1 2 (5) により定めている。 ・災害時の職員の参集体制 共通対策編 第3章 第1節 第2及び第3により定めている。 ●平時に実施しておく事項 ・災害時の職員の参集体制については、職員初動対応マニュアルの周知及び訓練の実施
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合がある。	●勝浦町地域防災計画で定めている事項 ・代替庁舎 共通対策編 第3章 第1節 第1 2 (7)により定めている。 ●平時に実施しておく事項 ・本庁舎、代替庁舎における災害対策本部のレイアウトを決定 ・代替施設への移行の訓練を実施 ・更に代替庁舎を選定
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が可能となる場合も有る。	令和4年2月現在の備蓄量 ●電気 ・防災用自家発電装置及び町防災無線機用発電装置により、電力供給 供給範囲：★防災用自家発電装置 1階フロア、2階電算室 ★町防災無線機用発電装置 2階大会議室、放送室 ★ポータブル用発電機等×9 大会議室以外の執務室及び町管理の指定避難所

		<ul style="list-style-type: none"> ●水 <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル（500ml）×600本 ・貯水槽内訳：★飲料水用（トイレ等も含む） 約10.8m³ 1日の1人あたりの必要量4ℓ で換算して約3日分は確保 ★消化栓用5.4m³ ●食料 <ul style="list-style-type: none"> ・310食程度 ●トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・簡易トイレ備蓄：29セット ●平時に実施しておく事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、1から2日程度、停電が継続すると予想されることから、発電機器の取扱いについての習熟と懐中電灯の準備及び配置位置の周知 ・災害時、1週間程度、断水が継続すると予想されることから職員1人あたりの1日分(2.5ℓ)を確保できるように備蓄 ・キンキサイン（株）等、飲料水の供給に関する協定を締結している企業との連携を強化 ・職員1人あたりの1日分（3食）の食料を最低限備蓄 ・職員に3日程度の飲・食料を家庭内備蓄しておくよう啓発し緊急参集時に持参できるよう準備
(4) 災害時に つながりやすい 多様な通信手段 の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●勝浦町地域防災計画で定めている事項 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信体制の整備 共通対策編 第2章 第16節 第1により定めている。 ・災害応急対策に必要な情報通信計画及び災害情報収集・伝達計画 共通対策編 第3章 第3節・第4節により定めている。 ●平時に実施しておく事項 <ul style="list-style-type: none"> ・各種通信手段の使用方法についてマニュアル化及び訓練を通じて操作方法を周知（特に、衛星携帯電話、防災行政無線（地上系）は職員は誰でも取扱えるようにしておく。）
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも行政データが不可欠	<ul style="list-style-type: none"> ●勝浦町地域防災計画で定めている事項 <ul style="list-style-type: none"> ・各種データの整備保全 共通対策編 第2章 第16節 第15により定めている。 ●平時に実施しておく事項 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に必要なファイルは、共有フォルダーに整理・保存 ・紙ベースでも印刷し、分かりやすい場所に配置
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。	<ul style="list-style-type: none"> ●勝浦町地域防災計画で定めている事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務（時系列） 共通対策編 第3章 第1節 第11(6)より定めている。 ●平時に実施しておく事項

		<ul style="list-style-type: none"> ・継続性の必要性の高い通常業務と休止・中断する業務の選別 ・訓練及び研修の実施・見直し・改善
--	--	---

第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第1 方針

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定める。

第2 内容

地震防災対策特別措置法の施行により、県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災対策の強化を図っている。

- ・第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）

1 対象地区

県下全域（地震により著しい被害が生ずる恐れがある地区）

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 被害を防止し避難を確保するための河川管理施設
- (14) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等

- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第9節 地震災害に関する調査研究

第1 方針

地震に関する調査研究の推進について定める。

第2 内容

1 目的

地震対策を総合的、計画的に推進するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行うものとする。

町、県及び防災関係機関は協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備する。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地盤に関する調査研究
- (3) 災害に関する調査研究

2 これまでの調査等

(1) 中央構造線活断層調査

平成9年度から平成11年度にかけて本件を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を行ったもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通じ、東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、三野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から三好市池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震(M8前後)が発生した可能性が高いと考えられ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1,100～1,700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期からの経過年数は400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面さし迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもM7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査

平成9年3月に取りまとめた調査で、想定地震は3ケース設定し、安政南海地震と同程度の規模の南海トラフを震源とする海溝型地震：マグニチュード8.4（ケース1）、中央構造線系活断層の東側半分程度と鮎喰川断層系の2つが連動して発震し西から徳島市、鳴門市側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.7、7.5（ケース2）、中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.7（ケース3）。

想定時期は冬の夕食時

- (3) 中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定
平成15年4月、平成15年9月等に公表され、想定地震は6ケース設定し、東海地震、東南海地震、南海地震、東海・東南海地震連動型、東南海・南海地震連動型、東海・東南海地震連動型・南海地震連動型モデルを設定して被害想定を行っている。
このモデルは、アスペリティ※1を設定しており、アスペリティ分布を見てみると徳島県から離れたところに設定されている。
- ※1 《震源断層の中で、特に大きい地震動が発生する領域》
地震想定時刻は、5時、12時、18時の3ケースが設定されている。
- (4) 徳島県津波浸水予測調査
平成14・15年度で実施した調査であり、想定地震を中央防災会議の、東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と南海地震単独型（相田モデル安政南海地震）の2つのケースで津波による被害想定を実施した。
- (5) 徳島県地震動被害想定調査
平成15・16年度で実施した調査であり、中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と徳島県西部直下を震源とする地震の2つのケースで、地震動による被害を実施した。

第3章 災害応急対策

第1節 応急対策活動

第1 方針

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定。令和元年5月29日改定）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

【主な実施機関：町、県、防災関係機関】

第1 方針

勝浦町は、町内全域が南海トラフ特措法の規程に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）が発表された場合には、町は情報内容に応じ警戒態勢を整え、後発地震の発生に備える必要があるため、その対応について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 勝浦町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、町内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に

高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

- (3) このことから町及び県並びに関係機関等は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定めるものとする。

2 臨時情報（調査中）発表時の措置

- (1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、町は、担当職員の緊急参集し災害対策連絡本部を設置、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第2 職員の配備体制の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報収集・伝達計画 第5 情報の収集・伝達系統 に準ずる。

3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

- (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、町は職員を配備し副町長を長とする災害対策警戒本部を設置して、関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第2 職員の配備体制の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報収集・伝達計画 第5 情報の収集・伝達系統に準ずる。

- (2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町及び県は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節 災害広報計画 第5 広報事項 に準じて広報する。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

- (3) 地域住民等からの問い合わせ

町及び県並びに関係機関等は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

- (4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町及び県並びに関係機関等は、災害応急対策の状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策警戒本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

町及び県並びに関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(7) 避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるように避難の計画を定めるものとする。

a 基本方針

(a) 住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、町及び県は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。

(b) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。

(c) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、町及び県は建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して、事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すことを基本とする。

(d) 南海トラフ地震が発生した場合には、町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、町は土砂災害の発生やため池の決壊等により身体や生命に著しい被害を及ぼす可能性のある地域などについても、地域の実情を勘案し、事前避難等の呼びかけを実施することについて検討するものとする。

(e) 避難実施等措置者においては、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行うものとする。

b 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、町及び県は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

c 避難のための勧告等

(a) 避難勧告等の基準

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、事前避難の呼びかけの必要な者に避難開始を基本とした避難情報の発令を行うものとする。

また、町長は耐震性が不足している住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかけるものとする。

(b) 避難勧告等の伝達方法

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、住民に対し、防災行政無線、ラジオ、インターネット等により避難の勧告等を行うものとする。

(c) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る土砂災害等の災害の特性に応じた避難計画の作成を検討する。

d 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、親類・知人宅等への避難を促すことを基本とし、町はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は、災害が発生した後の避難と異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(a) 避難所の受け入れ人数の把握

町は、事前避難の呼びかけが必要と考えられる人数を見込むことで、避難所で受入が必要な人数を推計するものとする。宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受け入れが必要な人数に加えるものとする。

(b) 避難所候補リストの作成

町は、洪水・土砂災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておくものとする。検討に当たっては、週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。リストの作成に当たっては次の項目を参考に、避難所として使用する有線順位の検討に必要な情報を整理しておくものとする。

- ・施設名、住所、面積、収容人数
- ・管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房・テレビ・パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(c) 避難所の選定

町は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定するものとする。このとき、住民のニーズや各施設の状況を踏まえて選定することとする。避難所の不足が見込まれる場合は、町内の広域避難や宿泊施設、企業の会議室等の民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。

また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討することとする。こ

のとき、入所者の処遇に支障が生ずることがないように十分配慮するものとする。

(d) 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、事前避難する地域の交通渋滞を招く可能性があること、また徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討するものとする。

(e) 避難所の運営

避難所の運営は避難者自らが行うことを基本とする。備蓄品は、後発地震が発生した際に使用するものであること、ライフラインや住民事前避難する地域外の商業施設等は営業しているといった社会状況であることも踏まえ、1週間を基本とした避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

(7) 消防機関等の活動

ア 町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、土砂災害等からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

a 土砂災害等危険箇所の情報の的確な収集及び伝達

b 事前避難対象の住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるために必要な支援を県から受けるための対応を行うものとする。

ウ 水防管理団体（町）は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 水防計画 第6 水防活動に準じた措置をとるものとする。

(8) 警備体制

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者等は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、県、町及び住民は次の事項を実施する。

(ア) 県

a 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。

b 町が実施する飲料水対策について助言等を行う。

c 広域的な応援体制を確立する。

(イ) 町

- a 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 水道事業ビジョンに基づき、応急給水活動の準備を行う。
- c 水道施設の安全点検を実施し、南海トラフ地震対策編 第2章 災害予防 第4節 水道施設の整備 第2 内容 2 水道施設の整備 (3) 応急復旧対策 に準じた措置を講ずる。

(ウ) 住民

- a 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- b 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第28節 電力施設災害応急対策計画 第3 災害時における応急復旧に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

L P ガス販売事業者は、L P ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、安全点検を実施し、災害発生時の火災防止のためのバルブ閉止等の措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

エ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第29節 通信 設備の応急対策計画 第2 応急対策 に準じた措置及び準備を行う。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

臨時情報（巨大地震警戒）等の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、町や県の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(10) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(11) 交通

ア 道路

(ア) 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。なお、住民が事前避難する地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

(イ) 町及び県は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策について、また、事前避難する地域内での車両走行を走行を抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供にあたっては各種広報媒体の活用等いより実施する。

- a テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

- b 講習会、講演会等の開催
 - c インターネットの利用
- (ウ) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・防災行政無線放送・インターネットの利用等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。
- (12) 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
- ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院等については、次の措置を講ずるものとする。
- (ア) 各施設に共通する事項
- a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場等への伝達
 - b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
 - d 出火防止措置
 - e 水、食料等の備蓄
 - f 消防用設備の点検、整備
 - g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - h 各施設における緊急点検、巡視
- (イ) 個別事項
- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川、水門等の閉鎖手順の確保又は閉鎖等洪水の水害の発生に備えて講じるべき措置
 - c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
 - d 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (a) 利用者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (b) 事前避難する地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。
- イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- (ア) 災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - b 無線通信機等通信手段の確保
 - c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (イ) 県は、町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入配備に協力するものとする。
- (ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

(13) 滞留旅客等に対する措置

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、町は職員の配置及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第2 職員の配備体制の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報収集・伝達計画 第5 情報の収集・伝達系統 に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震注意）等発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震注意）等発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報発表、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報収集・伝達計画 第3 収集、伝達すべき内容等に準じて周知するものとする。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮の要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

町及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 町及び県がとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、町及び県は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また、町及び県は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

5 学校における臨時情報発表時の対応

- (1) 町立学校においては、「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」を参考に、町教育委員会の示す方針に基づき、対応するものとする。
- (2) 県立学校においては、「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」に基づき、対応するものとする。

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1 方針

徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 徳島県は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

2 東海地震注意情報発表時の措置

(1) 東海地震注意情報の伝達

県は徳島地方気象台からの東海地震注意情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達する。

(2) 警戒体制の準備

ア 配備動員体制

町は、総務防災課による情報収集体制により、警戒宣言の発令に備え、速やかな対応ができるよう準備を行う。

イ 措置内容

警戒宣言及び東海地震予知情報の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

3 警戒宣言発令時の措置

(1) 東海地震予知情報等の伝達

県は徳島地方気象台からの東海地震予知情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達する。

県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達する。

(2) 警戒態勢の確立

ア 配備動員体制

町は、勝浦町災害対策本部に準じて警戒本部を設置する。

イ 措置内容

関係機関からの情報収集

実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検

(3) その他

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

特に町においては、警戒宣言発令時の対応として、避難勧告・指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

直下型地震対策編

第1章 火災予防

第1節 建築物等の耐震化

- 南海トラフ地震対策編 参照

第2節 防災機能の強化

- 南海トラフ地震対策編 参照

第3節 土砂災害等予防対策

- 南海トラフ地震対策編 参照

第4節 活断層変位による災害の予防対策

第1 方針

徳島県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部又は讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で、それぞれ1%以下又はほぼ0～0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分される。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから、県は、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図る。

「土地利用の適正化」については、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」で規定する。

第2 内容

- 1 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策
 - (1) 「特定活断層調査区域」の指定等県は、活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定する。
 - (2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築、改築、移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することを求める。
 - (3) 移転に対する規制緩和等
県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。
- 2 県が新築等する施設に関する対策
 - (1) 県が、「特定活断層調査区域」において新築等する施設については、その規模に関わらず、事前に活断層の調査を行い、その直上への新築等を避けるものとする。

第5節 水道施設の整備

- 南海トラフ地震対策編 参照

第6節 危険物等の災害予防対策

- 南海トラフ地震対策編 参照

第7節 火災予防対策

- 南海トラフ地震対策編 参照

第8節 自治体業務継続計画（BCP）

- 南海トラフ地震対策編 参照

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 南海トラフ地震対策編 参照

第10節 地震災害に関する調査研究

- 南海トラフ地震対策編 参照

原子力災害対策編

第1章 事前対策

第1節 県外からの避難者の受け入れ体制の整備

第1 避難所の確保

県から広域避難の受入れに使用できる避難所の確保について要請があったときは、町は、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備しておく。

第2 相談窓口の設置

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第4 原子力災害に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県等と協力し、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第2章

緊急事態応急対策

第1節 住民等への的確な情報伝達活動

原子力防災上必要と認められるときは、町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。